



狛江市地発第 001714 号
令和 3 年 2 月 28 日

狛江市監査委員

東海林 和彦 様

同

石川 和広 様

狛江市長

松原 俊雄

(公印省略)

財政援助団体監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 2 年 12 月 24 日付け狛監委発第 000069 号により、財政援助団体監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

別紙

監査の結果に基づいて講じた措置等（地域活性課）

1 助成金の精算について

昨年度実施した財政援助団体監査において、地域センター自主運営に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、助成金の取り扱いについては適正な運用を行うよう指摘したところである。そのことから、改善に向け取り組んでいるところではあるが、再度、協定書の内容や各地域センター運営協議会の予算等の状況も確認し、適正な運用ができるよう整理をお願いします。

講じた措置

助成金の取り扱いについて、昨年度の指摘に基づき、各地域センター運営協議会と協議を行い、人件費である管理運営費とその他経費間での流用の制限を明記することに加え、助成金の精算方法について協定書における記載事項の変更をしたほか、精算方法の変更に伴う予算案の提出時期について整理を行いました。今後も予算等の執行状況も確認しながら、繰越額等を含め適正に運用してまいります。

2 事務処理について

各地域センターとは協定書を取り交わし、事業を実施しているところである。しかしながら、その事業の中における事務処理について、一部確認不足や誤処理等が見受けられたことから、より厳格な事務の執行に努められるよう要望する。

講じた措置

各地域センター運営協議会へのヒアリングを行い、市への提出資料を中心に、4地域センター運営協議会での各種書式の統一化を実施し確認作業の効率化を図っています。また、運営協議会事務局との更なる連携、確認体制の整理を行い、厳格な事務の執行に努めてまいります。

3 事業の適正な運用について

地域センターの設置は、「狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例」及び「狛江市地域センター・地区センターの管理及び運営に関する規則」により進められているところである。事業の実施にあたり、再度、条例や規則、協定書、各地

域センターの会則等の内容や事務処理等の状況を精査し、整合性を図ったうえで適正な運用に努められたい。

講じた措置

現状の運営において、誤った解釈や慣例で行われていたものが見受けられました。このため、現行の規則等に則した運用となっているか改めて確認を進め、各地域センター運営協議会会則における各役員の任務に関する記載どおりの業務となるよう運営方法を改めました。引き続き地域センター運営協議会の各種規則について、地域活性課にて確認を行うとともに、各運営協議会にも今一度内容の精査を行うように依頼し、適正な運用となるよう努めてまいります。